



## 2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2026年2月13日

上場会社名 株式会社サンウェルズ 上場取引所 東  
 コード番号 9229 URL https://sunwels.jp  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 苗代 亮達  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役コーポレート本部長 (氏名) 上野 英一 TEL 076 (272) 8982  
 配当支払開始予定日 —  
 決算補足説明資料作成の有無 : 有  
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

### 1. 2026年3月期第3四半期の業績 (2025年4月1日～2025年12月31日)

#### (1) 経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年3月期第3四半期	20,734	2.2	△1,192	—	△1,943	—	△2,055	—
2025年3月期第3四半期	20,293	40.6	1,733	12.9	1,158	1.1	△123	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2026年3月期第3四半期	△63.37	—
2025年3月期第3四半期	△3.89	—

(参考) EBITDA (営業利益+減価償却費+株式報酬費用)

2026年3月期第3四半期 181百万円 (△93.4%) 2025年3月期第3四半期 2,730百万円 (28.8%)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

#### (2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年3月期第3四半期	45,693	6,570	14.3
2025年3月期	38,994	8,616	22.0

(参考) 自己資本 2026年3月期第3四半期 6,534百万円 2025年3月期 8,589百万円

### 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年3月期	—	0.00	—	—	—
2026年3月期 (予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2026年3月期の業績予想（2025年4月1日～2026年3月31日）

（％表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	28,844	8.9	△1,039	—	△2,072	—	△2,281	—	△70.35

（参考）EBITDA 2026年3月期通期 893百万円（△64.5％）

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無：無

※ 注記事項

（1）四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有

（注）詳細は、添付資料7ページ「2. 四半期財務諸表及び主な注記（3）四半期財務諸表に関する注記事項（四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記）」をご覧ください。

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年3月期3Q	35,220,000株	2025年3月期	35,220,000株
② 期末自己株式数	2026年3月期3Q	2,787,492株	2025年3月期	2,787,492株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年3月期3Q	32,432,508株	2025年3月期3Q	31,582,870株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有（義務）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料3ページ「1. 経営成績等の概況（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

## ○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況 .....	2
(1) 当四半期の経営成績の概況 .....	2
(2) 当四半期の財政状態の概況 .....	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明 .....	3
(4) 継続企業の前提に関する重要事象等 .....	4
2. 四半期財務諸表及び主な注記 .....	5
(1) 四半期貸借対照表 .....	5
(2) 四半期損益計算書 .....	6
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項 .....	7
(財務報告の枠組みに関する注記) .....	7
(継続企業の前提に関する注記) .....	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) .....	7
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記) .....	7
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記) .....	7
(セグメント情報等の注記) .....	7
(収益認識関係) .....	8
(重要な後発事象) .....	9

[期中レビュー報告書]

## 1. 経営成績等の概況

### (1) 当四半期の経営成績の概況

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要を背景に、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、物価上昇の継続による個人消費の伸び悩みや米国の関税政策の影響による景気後退が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が75歳以上の高齢者となることを見据え、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）に向けた取り組みが進められております。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに、指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、パーキンソン病専門施設である「PDハウス」の全国展開を加速させてきました。パーキンソン病患者のニーズに応えるべく、2025年5月にPDハウス桜山（愛知県名古屋市昭和区）、2025年6月にPDハウス大津（滋賀県大津市）及びPDハウス岡山辰巳（岡山県岡山市北区）、2025年7月にPDハウス浜松和合（静岡県浜松市中央区）、2025年8月にPDハウス稲毛（千葉県千葉市稲毛区）、PDハウス東浦和（埼玉県さいたま市緑区）及びPDハウス石神井公園（東京都練馬区）、2025年9月にPDハウス清田（北海道札幌市清田区）及びPDハウス中央林間（神奈川県大和市）、2025年10月にPDハウス宇都宮細谷町（栃木県宇都宮市）及びPDハウス岐阜（岐阜県岐阜市）、2025年12月にPDハウス鳳（大阪府堺市西区）を新規開設いたしました。これらの新規開設に伴い発生した初期費用の計上により、収益性は一時的に低下しております。

また、2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」及び同年11月14日付「(開示事項の経過)再発防止策の進捗に関するお知らせ」のとおり、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性は一時的に大幅に低下いたしました。

以上により、当第3四半期累計期間における売上高は20,734百万円（前年同期比2.2%増）、営業損失は1,192百万円（前年同期は1,733百万円の営業利益）、経常損失は1,943百万円（前年同期は1,158百万円の経常利益）、四半期純損失は2,055百万円（前年同期は123百万円の四半期純損失）となりました。

### (2) 当四半期の財政状態の概況

#### (資産)

当第3四半期会計期間末の資産合計は45,693百万円となり、前事業年度末から6,699百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース資産が7,511百万円、建物が1,076百万円増加した一方で、現金及び預金が2,212百万円減少したことによるものです。

#### (負債)

当第3四半期会計期間末の負債合計は39,123百万円となり、前事業年度末から8,746百万円増加しました。これは主に、リース債務が7,843百万円、債権流動化に伴う支払債務が1,354百万円増加したことによるものです。

#### (純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産合計は6,570百万円となり、前事業年度末から2,046百万円減少しました。これは主に、四半期純損失の計上により利益剰余金が2,055百万円減少したことによるものです。

## (参考) 主要な設備

当第3四半期累計期間において取得した主要な設備は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得形態	取得価額 (百万円)	リース料の総額 (百万円)
PDハウス大津 (滋賀県大津市)	PDハウスの 建物	リース	645	1,555
PDハウス岡山辰巳 (岡山県岡山市北区)	PDハウスの 建物	リース	772	1,606
PDハウス浜松和合 (静岡県浜松市中央区)	PDハウスの 建物	リース	645	1,690
PDハウス稲毛 (千葉県千葉市稲毛区)	PDハウスの 建物	自社所有	839	—
PDハウス東浦和 (埼玉県さいたま市緑区)	PDハウスの 建物	リース	897	2,168
PDハウス石神井公園 (東京都練馬区)	PDハウスの 建物	リース	1,240	3,131
PDハウス清田 (北海道札幌市清田区)	PDハウスの 建物	自社所有	618	—
PDハウス中央林間 (神奈川県大和市)	PDハウスの 建物	リース	818	1,606
PDハウス宇都宮細谷町 (栃木県宇都宮市)	PDハウスの 建物	リース	700	1,606
PDハウス岐阜 (岐阜県岐阜市)	PDハウスの 建物	リース	730	1,773
PDハウス鳳 (大阪府堺市西区)	PDハウスの 建物	リース	820	2,270
PDハウス中野白鷺 (東京都中野区)	PDハウスの 建物	リース	787	2,458

(注) 「リース」は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の取得によるものであります。  
なお、「リース」の場合の取得価額は、取得価額相当額を記載しております。

## (3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年3月期の業績予想につきましては、2025年11月14日に公表しました業績予想から変更はありません。

#### （4）継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、本調査の結果、短時間訪問事案及び同行者不在訪問事案が存在していたことが判明しました。本件の対象となる部分について過年度の決算を訂正し、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性は一時的に大幅に低下したことから、前事業年度において当期純損失925百万円を計上し、当第3四半期累計期間においても四半期純損失2,055百万円を計上いたしました。加えて、当社は、2025年11月14日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、中間会計期間において、PDハウス各施設における突発的な離職の増加、及び一定期間にわたり営業活動や広告活動を制限していた反動の影響により、業績見通しの下方修正を行っております。これらの状況からも、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

また、当第3四半期会計期間末の借入金のうち、2023年3月14日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当第3四半期会計期間末における借入金残高339百万円）及び2023年9月15日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当第3四半期会計期間末における借入金残高574百万円）に付されている財務制限条項に抵触しております。

これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当しております。

しかしながら、当社は事業モデルを根底から見直し、安定した利益構造を確立するため、以下の具体的な対応策を実施しております。

##### ①人員配置の適正化に伴うコスト削減

再発防止策の重点施策として、全施設で訪問看護計画の見直しを実施しております。特に、夜間帯に入眠が常態化しているケースについては計画を変更し、各入居者に対して必要なサービスが適切に提供できるよう再策定いたしました。全施設で一斉に訪問看護計画の見直しを実施した結果、各施設において余剰人員が発生し、一時的に売上原価（労務費率）が上昇いたしました。そのため、ドミナント施設への異動や人員調整を行い、各施設の適正な人員配置を図ることで収益面の改善を目指します。

##### ②新規施設の開設による収益への貢献

2026年3月期においては、未開設エリア（滋賀県、岡山県、静岡県、栃木県、岐阜県）を含む全国13か所に新たな「PDハウス」を開設いたします。新規開設時にかかる初期費用の負担が増加するため、開設初年度における収益性は一時的に悪化することとなりますが、早期に投資を回収し、利益を生み出す基盤を築くことで、翌期以降の収益性に大きく貢献します。

また、財務制限条項に抵触している当該契約につきましては、取引先金融機関より期限の利益喪失の権利行使を行わないことについて書面による承諾を得ております。取引先金融機関とは緊密に情報を共有し、協議可能な関係の維持に努めており、継続的な支援についても表明いただいております。

なお、資金面につきましては、2025年3月21日付「債権の流動化に関するお知らせ」のとおり、キャッシュ・フローの改善及び財務安全性の向上を目的として債権流動化の契約を締結しております。また、2026年2月12日付「代表取締役からの寄付金受入及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、当社代表取締役から財務基盤の強化を目的とした寄付の受入れを行い、当面の事業資金を確保しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## 2. 四半期財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,637	3,425
売掛金	4,068	4,862
棚卸資産	16	19
未収還付法人税等	29	150
その他	216	214
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	9,967	8,670
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	10,044	11,121
リース資産（純額）	14,358	21,869
その他（純額）	3,303	2,594
有形固定資産合計	27,706	35,585
無形固定資産	13	14
投資その他の資産		
その他	1,308	1,424
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	1,306	1,422
固定資産合計	29,026	37,022
資産合計	38,994	45,693
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	169	206
1年内償還予定の社債	15	15
短期借入金	660	596
1年内返済予定の長期借入金	1,039	1,039
債権流動化に伴う支払債務	—	1,354
リース債務	273	354
賞与引当金	1,091	626
その他	2,353	3,015
流動負債合計	5,602	7,207
固定負債		
社債	45	37
長期借入金	5,580	4,800
リース債務	14,877	22,639
退職給付引当金	241	296
診療報酬返還に伴う負債	3,207	3,207
資産除去債務	547	607
その他	275	326
固定負債合計	24,774	31,915
負債合計	30,377	39,123
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	35	35
資本剰余金	8,633	8,633
利益剰余金	△74	△2,129
自己株式	△5	△5
株主資本合計	8,589	6,534
新株予約権	27	36
純資産合計	8,616	6,570
負債純資産合計	38,994	45,693

## (2) 四半期損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自2024年4月1日 至2024年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2025年4月1日 至2025年12月31日)
売上高	20,293	20,734
売上原価	15,754	18,834
売上総利益	4,538	1,899
販売費及び一般管理費	2,805	3,092
営業利益又は営業損失(△)	1,733	△1,192
営業外収益		
受取利息	0	4
補助金収入	34	89
その他	26	40
営業外収益合計	61	135
営業外費用		
支払利息	596	870
その他	40	15
営業外費用合計	636	886
経常利益又は経常損失(△)	1,158	△1,943
特別利益		
固定資産売却益	—	1
特別利益合計	—	1
特別損失		
固定資産除却損	2	6
特別調査費用等	470	—
特別調査費用引当金繰入額	171	—
特別損失合計	644	6
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	514	△1,948
法人税等	637	107
四半期純損失(△)	△123	△2,055

## (3) 四半期財務諸表に関する注記事項

## (財務報告の枠組みに関する注記)

四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成しております。

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

## (四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

## (税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

## (四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自2024年4月1日 至2024年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2025年4月1日 至2025年12月31日)
減価償却費	986百万円	1,362百万円

## (セグメント情報等の注記)

## 【セグメント情報】

## I 前第3四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## II 当第3四半期累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年12月31日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	
北海道	1,829	—	—	—	—	—	1,829
関東	7,507	—	—	—	—	—	7,507
中部・北陸	3,129	1,536	127	359	70	24	5,248
関西	3,264	—	—	—	—	—	3,264
九州	2,135	—	—	—	—	—	2,135
顧客との契約から生じる収益	17,866	1,536	127	359	70	24	19,985
その他の収益	—	—	—	—	308	—	308
外部顧客への売上高	17,866	1,536	127	359	378	24	20,293

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

(単位:百万円)

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	
北海道	1,720	—	—	—	—	—	1,720
関東	7,728	—	—	—	—	—	7,728
中部・北陸	3,269	1,370	127	352	72	24	5,215
関西	3,653	—	—	—	—	—	3,653
中国・四国	105	—	—	—	—	—	105
九州	2,000	—	—	—	—	—	2,000
顧客との契約から生じる収益	18,476	1,370	127	352	72	24	20,423
その他の収益	—	—	—	—	311	—	311
外部顧客への売上高	18,476	1,370	127	352	383	24	20,734

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(重要な後発事象)

(寄付金の受入)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり代表取締役から財務基盤の強化を目的とした寄付の受入れを行うことを決議し、2026年2月13日に受領いたしました。

- (1) 寄付金額：1,000百万円
- (2) 寄付者：苗代 亮達（当社代表取締役社長）
- (3) 受領日：2026年2月13日
- (4) 寄付の目的：財務基盤の強化

# 独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月13日

株式会社サンウェルズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大枝	和之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋	智己

## 監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社サンウェルズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。

2. XBRL データ及びHTML データは期中レビューの対象には含まれていません。